

有価証券の会計と税務

商法・企業会計と税法の比較研究

成蹊大学教授 武田昌輔 著

清 文 社

有価証券の会計と税務

商法・企業会計と税法の比較研究

成蹊大学教授 武田昌輔 著

清 文 社

《著者紹介》^{たけ} ^だ ^{まさ} ^{すけ}
武 田 昌 輔

【略歴】昭和19年中央大学法学部卒。昭和41年大

蔵省主税局を経て成蹊大学教授（経済学
部，税務会計・税法担当），現在に至る。

- ・元税制調査会特別委員・元公認会計士
第三次試験委員・元税理士試験委員
- ・日本税理士会連合会税制審議会会長
- ・企業会計審議会臨時委員

【主要著書】「新講税務会計通論」森山書店

「会社税務精説」森山書店

「新商法と税法」税務研究会

「会社分割の法人税務」財政経済弘報社

「企業会計と税法」森山書店

編著 法人税法・所得税法・相続税法・国
税通則法 各「コンメンタール」第一法規

「立法趣旨 法人税法の解釈」財政詳報社

有価証券の会計と税務

定価 4,700円

——商法・企業会計と税法の比較研究——

送料 350円

昭和61年2月20日 発行

著 者 © 武 田 昌 輔

発 行 者 久 我 史 郎

発行所 株式会社 清 文 社

- 〒 101 東京都千代田区神田小川町 3 の 4 (三四ビル)
電話 東京03(291)2651番 振替東京8-101996番
- 〒 530 大阪市北区南扇町 7 の 20 (宝山ビル新館)
電話 大阪06(361)2597番 振替大阪 0-18351番
- 〒 730 広島市中区銀山町 2 の 4 (高東ビル)
電話 広島082(243)5233番 振替広島1-29252番

印刷・製本 株式会社 関西廣済堂

ISBN4-7920-1436-0 C2034 ¥4700E (O-1)

は し が き

資産会計において中心となるのは、棚卸資産会計と固定資産会計であると考えられる。このほか、有価証券会計、繰延資産会計などが存するが、その重要性の面から前二者に及ばない。このことは、棚卸資産会計や固定資産会計については、全体的にかつ体系的な研究書も数多く存するが、こと有価証券会計、繰延資産会計に関しては、二、三の実務書、あるいは特殊問題についての研究書は存するものの、これらの会計の全体について詳細に検討されたものは、少ないように思われる。この点は、例えば、棚卸資産については、連続意見書第四において総合的な意見書が公表されているところであり、また、有形減価償却資産についても連続意見書第三において公表されているところである。なお、繰延資産についても連続意見書第五において明らかにされている。

これに対して、有価証券については、まったく公的見解は公表されていない。上記連続意見書第四においては、「有価証券業者等が通常の営業過程において販売するために保有する有価証券は、販売目的の財貨であるから棚卸資産の本質を有する。ただし、その評価基準については別の意見書「有価証券の評価について」にゆずる。」(同意見書第一、七)としているところである。

しかし、当時からすでに約23年を経ているが、現在に至るまで、いまだこれは公表されていない。

このように、有価証券会計が、いわば軽視されているのは、いかなる理由によるものであるかというのが私の関心事であった。例えば、合併によって旧株の身代りとして取得した新株式の帳簿価額の付替えにおいても、これを株式の交換とみて、新株式の帳簿価額は旧株式の帳簿価額によるのか、それとも、交換も譲渡とみて、この時点を捉えて時価評価をすべきかは企業会計上必ずしも明らかでない。この点についても、連続意見書第四注10では、「その詳細については後日「資産評価準則」を公表する際にゆずる。」としているが、これもいまだ公表されていない。

この点、税法においては古くから、現実的問題に対処するために、あるいは法人税施行令等によって、あるいは課税当局の通達により、このことが明らかにされている。しかし、このような課税上の取扱いについての会計学的批判、あるいは商法における計算規定の面からの批判はきわめて少ない。

このように、有価証券についての研究が比較的遅れているのは、私見によれば、第一には企業における有価証券の全資産に占める割合が少なく、棚卸資産や固定資産ほど重視されていないことによるものと思われる。

また、第二に、株式等の有価証券自体がいわば、商法その他の法令によって創設されたものであって、この点は通常の棚卸資産、固定資産とは異なる性格を有しており、その法的性格になじみにくいという点にあるものと思われる。つまり、増資、減資、合併、解散等により影響される株式等について、これらの reorganization の内容自体が法律の世界のものであって、会計としてはなじみにくいものである。

しかし、最近においては、企業の資産のなかに占める有価証券の割合は急激に増加しており、また金融資産として投資の対象となる商品もかなり多様化している点を考慮すれば、有価証券会計はもっと重視されてしかるべきものと考ええる。また、上述したように株式等の有価証券は、商法その他の法令に基づいて作りだされたものであるが、その法的性格等についての解明とともに、会計学的見地からの妥当な処理が検討されるべきである。

有価証券会計は、このような事情にあったので、私は十数年前から、機会あるごとに有価証券会計及び有価証券の税法の取扱いについて、微力ながら吟味を重ねてきている。本書は、これらの論文等を土台として書かれたものである。

本書の構成について簡単に述べると、第1章においては、有価証券会計の問題点を明らかにすると同時に、解明されるべき点を提案している。これらの内容は、本文を読まれることによってある程度解決するはずである。

第2章では、有価証券会計の沿革を述べている。特に、税法における取扱いの推移について注目いただければ幸である。第3章では、有価証券の範囲を取り扱っている。私は、かなり前から、企業会計において有価証券として取り扱

われるのは、いわゆる有価証券のすべてではなくて、いわば投資又は支配若しくは果実を得るための有価証券に限定されることを指摘したところであるが、この点を発展せしめている。第4章は株式の評価、第5章は社債の評価についてそれぞれ会計、商法、税法の立場からその概要を述べている。上述したように、株式、社債は商法における産物であるところから、商法の立場を主とし、これに対して企業会計、税法の立場を明らかにしている。第6章では、有価証券の取得価額、第7章では帳簿価額について記述している。これらは、企業会計における中心問題である。つまり、有価証券の取得価額（例えば、第三者割当て、交換、受増、無償交付、株式配当等）、あるいは、帳簿価額の付替え（増資、減資、合併等の reorganization の場合の帳簿価額の付替え）などは、かなり複雑であり、かつ、困難な問題を含んでいる。税法においては、株式は額面金額思想の重視という考え方が基底に存するが、最近における額面金額思想の払拭という点からは、会計学的に再検討を要するものと思われる。特にこの点については、第7章において明らかにしている。第8章では、有価証券の時価について述べている。特に、非上場株式の時価はその算定方法について問題が多く、解明されなければならない問題を含んでいる。第9章、第10章は有価証券の評価損益、キャピタル・ゲインについて述べている。特に、キャピタル・ゲインに対する課税問題は、諸外国においてもかなりの相違をみせているところであって、税制プロパーの問題としても再検討の余地があるところである。さらに第11章においては、清算所得と譲渡損益の問題を取り扱っている。第12章においては、有価証券そのものとは関係がないが、株式等から生ずる果実たる配当の問題を取り上げている。ここでは、株式配当、税法におけるみなし配当の問題についても検討を加えている。

第13章では、有価証券に関する判決、裁決を掲げ、若干のコメントを行った。また、第14章では、有価証券についての諸外国の税法上の取扱いを中心として概説し参考に供することとした（これらについては、近い将来において別途まとめる予定である。）。

なお、本書においては、商法、企業会計原則、税法の法令、通達等の規定を

頻繁に引用したきらいがある。しかし、これは、これらの規定の文言をきわめて重視したため、読者においてこれらの条文を引き比べる労を省くこととしたためである。

ところで、有価証券会計あるいは税法上の有価証券の問題は、まったく別個に独立して存在しているわけではなくて、資産会計のなかに含まれているものである。この意味においては、棚卸資産会計、固定資産会計とともに共通の問題を含んでいる。したがってまた、これらの資産ときわめて密接な関連を有するのであって、単独に解決し得ないものである。しかし、また他方においては、有価証券は独特の問題を有しており、これについては有価証券自体の性格を見つめながら、独自の解決を図るべきである。本書は、以上のように構成されているが、それぞれについてまだ論ずべき問題はきわめて多い。まさに日暮れて途遠しの感を深くする。

私は馬齢を重ねて今日に至っているが、いままで書き溜めた論文等を基とし、また新たにかんりの部分を追加し、一つの節目としてあえてこれを世に送ることとした。本書が、有価証券会計並びに税法上の有価証券に関する問題の解明に当たって、いささかでも役立つことができれば、著者の大きな喜びである。また、本書の執筆に当たっては、一々は引用しなかったが、多くの著書に教えられるところが多かった。ここに感謝を捧げるとともに、これらの文献は末尾に掲載してある。

最後に、本書の出版を心よく引き受けていただいた株式会社清文社社長久我史郎氏に対して、ここに厚くお礼を申し上げたい。

昭和61年1月

武 田 昌 輔

有価証券の会計と税務 目 次

第1章 総 説

第1節	有価証券の範囲	1
第2節	自己株式をめぐる問題	3
第3節	有価証券の取得価額（第三者割当て等）	5
第4節	身代り株式等の取得価額の付替え	6
第5節	有価証券の時価	9
第6節	有価証券の譲渡損益	10
第7節	株式配当をめぐる問題	12
第8節	税法の有価証券の評価規定の意義	13
第9節	有価証券会計の諸問題	16

第2章 有価証券会計の沿革

第1節	企業会計における沿革	22
Ⅰ	戦前における企業会計に対する規制	22
Ⅱ	企業会計原則における沿革	24
第2節	商法における沿革	30
第3節	税法における有価証券の評価の沿革	35
Ⅰ	有価証券の評価問題	35
Ⅱ	税法における有価証券の評価	36
Ⅲ	身代り株式の評価	38
Ⅳ	合併により取得した株式の評価	41
Ⅴ	身代り株式等の取得価額の整備	43
Ⅵ	企業支配株式の評価	45

Ⅶ 昭和40年の有価証券評価の全面的な整備	46
Ⅷ 昭和41年から現在（昭和60年）までの改正	52

第3章 会計上及び税法上の有価証券

第1節 有価証券の意義	65
Ⅰ 有価証券の種類	65
Ⅱ 社債等の範囲	67
Ⅲ 証券取引法及び有価証券取引税法における有価証券	70
Ⅳ 企業会計上の有価証券	74
Ⅴ 税法における有価証券	75
Ⅵ 自己株式・自己社債等	79
第2節 有価証券の表示上の問題	85
Ⅰ 流動資産たる有価証券	85
Ⅱ 固定資産たる有価証券	91
Ⅲ 損益計算書における表示	94
Ⅳ 附属明細書における表示	100
Ⅴ 子会社株式の表示	106

第4章 株式の評価

第1節 企業会計における株式の評価	111
第2節 商法における株式の評価	115
第3節 税法における株式の評価	120
Ⅰ 総説	120
Ⅱ 税法上の有価証券の評価方法	127
Ⅲ 低価法をめぐる問題	145
第4節 外貨建有価証券の評価	155

I 企業会計における評価	155
II 税法上の外貨建有価証券の評価	158
第5節 被投資会社株式の持分法	161

第5章 社債等の評価

第1節 企業会計における社債の評価	173
第2節 商法における社債等の評価	174
I 社債の評価規定	174
II 社債の取得価額と相当の増減額	176
III 取引所の相場のある社債	179
第3節 税法における社債の評価	181
第4節 転換社債の評価	185
I 商法における転換社債の規定	185
II 企業会計における転換社債の評価	191
III 商法における転換社債の評価	192
IV 税法上の転換社債の評価	194
第5節 新株引受権付社債	215
I 商法における規定	215
II 税法上の取扱い	218

第6章 有価証券の取得価額

第1節 総説	227
第2節 株式の取得価額	232
第3節 株式の払込みによる取得	236
第4節 株式の購入による取得価額	242
I 通常の場合の購入株式の取得価額	242

II	信用取引等による株式の取得価額	246
第5節	合併又は出資により受け入れた有価証券	247
I	合併により受け入れた有価証券	247
II	現物出資により受け入れた有価証券	251
第6節	その他の方法による取得価額	254
I	贈与等による株式	254
II	交換による取得株式	257
III	代物弁済等により取得した有価証券	263
IV	自己株式の取得価額	263
V	有価証券の取得価額の特例	265

第7章 有価証券の帳簿価額の調整

第1節	総説	272
第2節	株式の分割又は併合	275
I	株式の分割	276
II	株式の併合	277
第3節	増資により取得した株式	278
I	増資払込みににより取得した株式	279
II	抱合せ増資により取得した株式	282
第4節	株式配当等により取得した株式	295
I	株式配当により取得した株式	295
II	利益積立金の資本組入れにより取得した株式等	300
III	券面額を超える資本組入額について無償交付された株式	302
第5節	利益をもってする株式の消却及び清算会社の会社継続	302
I	利益をもってする株式の消却	302
II	清算中の法人の継続によるみなし配当と株式の取得価額	307
第6節	合併による交付株式	308

Ⅰ 総 説	308
Ⅱ 株式のみの交付	312
Ⅲ 新株と合併交付金を併せて取得する場合	315
Ⅳ 現行方式の問題点	322
Ⅴ 合併により取得した株式についてみなし配当がある場合	326
第7節 減資があった場合	329
第8節 残余財産の一部分配があった場合	334

第8章 有価証券の時価

第1節 総 説	338
Ⅰ 企業会計における時価	338
Ⅱ 商法における時価の問題	340
Ⅲ 税法の時価に関する規定	343
第2節 上場有価証券の時価	346
Ⅰ 上場株式の時価	346
Ⅱ 評価減の場合の時価	349
第3節 非上場株式の時価	357
Ⅰ 非上場株式の評価の必要性	357
Ⅱ 法人税の非上場株式の評価	362
第4節 相続税の株式の時価	366
Ⅰ 非上場株式の時価の算定の方法	366
Ⅱ 各評価方式の問題点	371
Ⅲ 原則的評価方式の適用の問題点	377
Ⅳ 相続税の時価と法人税の時価	381
Ⅴ アメリカ税法における非上場株式の評価	384

第9章 有価証券の評価減

第1節 有価証券の評価減	392
第2節 上場有価証券の評価減	397
第3節 非上場有価証券の評価減	400
第4節 子会社株式の評価減	404
I 企業支配株式の評価減	404
II 増資直前における評価減	409
III 子会社株式の評価減の検討と問題点	411
IV 外国有価証券の発行法人の資産状態の判定	414

第10章 有価証券の譲渡損益

第1節 総説	416
I 譲渡の意義	416
II 譲渡の日	417
III 譲渡損益の計算	420
第2節 自己株式の譲渡損益	424
I 商法、企業会計上の取扱い	424
II 自己株式に対する会計処理	427
III 税法における自己株式	432
IV 防戦買株式の譲渡損益	437
V アメリカ税法における自己株式の処理	439
VI 子会社等の有する親会社株式の取得禁止	442
第3節 個人の有価証券の譲渡所得	445
第4節 株式の譲渡をめぐる特殊問題	452
I 特殊関係者に対する譲渡	452
II 空売り（Wash sale）による譲渡損益	457

Ⅲ 空売りと租税回避行為	462
第5節 諸外国におけるキャピタル・ゲイン課税の概要	464

第11章 清算所得課税と譲渡損益

第1節 清算所得課税と株式譲渡損益	475
Ⅰ 総説	475
Ⅱ 清算所得課税の仕組み	477
Ⅲ 清算所得課税の検討	480
Ⅳ 清算所得課税の問題点	485
第2節 抱合合併の場合の株式消却損益	487
Ⅰ 抱合合併	487
Ⅱ 税法上の合併減資差損益	490
Ⅲ 合併減資差損益の吟味	492
Ⅳ 抱合株式の消却差損益	494
Ⅴ 合併前に被合併法人の株式を有する場合の清算所得	497

第12章 利益配当

第1節 利益配当に対する課税	507
Ⅰ 総説	507
Ⅱ 配当に対する課税	508
Ⅲ 配当課税の沿革	510
Ⅳ 受取配当に対する益金不算入及び配当控除	517
Ⅴ 負債利子控除	521
第2節 みなし配当	523
Ⅰ 総説	523
Ⅱ 金銭の交付のあるみなし配当	526

Ⅲ 金銭の交付を受けないみなし配当	533
第3節 株式配当	540
Ⅰ 株式配当	540
Ⅱ 株式配当の会計処理	542
Ⅲ 株式配当と課税	545
Ⅳ 最近における株式配当の実情	547
Ⅴ 株式配当と準備金の資本組入れ	550
Ⅵ 株式配当と支払配当軽減措置	551
Ⅶ アメリカ税法における株式配当	553
第4節 中間配当に対する課税問題	554
Ⅰ 中間配当	555
Ⅱ 南満洲鉄道株式会社の中間配当	557
Ⅲ 中間配当に対する課税問題	558

第13章 有価証券の判決・裁決

第1節 重要判決例	568
Ⅰ 非上場株式の譲渡	568
Ⅱ 企業支配株式の時価	581
Ⅲ 相続税における時価	586
Ⅳ 贈与税における株式の時価	590
Ⅴ 身代り株式の付替え	596
Ⅵ 利益準備金の資本組入れ	603
第2節 重要裁決例	609
Ⅰ 取引所の相場のない株式の相続税の評価	609
Ⅱ 割当てを受けた新株引受権の評価	612
Ⅲ 子会社株式の純資産価額方式による評価	615
Ⅳ 企業支配株式の評価	617

- V 割賦販売会社の出資の評価 618
- VI 法人の取得した株式に係る時価 620
- VII 第三者割当ての場合の株式の評価 622
- VIII 株式の評価額算定上の死亡退職手当引当金 623
- IX 株式の個人間の低廉譲渡 626
- X 新株権利落ちによる取得価額の付替えの時期 628
 - ・有価証券関係判決例一覧 630
 - ・有価証券関係裁決例一覧 640

第14章 主要諸外国における有価証券の会計と税制

第1節 アメリカにおける有価証券のキャピタル・ゲイン課税…………… 644

- I 総 説 644
- II 有価証券のキャピタル・ゲイン課税 646
- III キャピタル・ゲインの税法上の取扱い 648
- IV 有価証券のキャピタル・ゲインの算定 651
- V 自己株式と株式配当 654
- VI 株式の償還等による分配 656

第2節 イギリスにおける株式のキャピタル・ゲイン課税…………… 657

- I 総 説 657
- II キャピタル・ゲイン税の概要 657
- III 譲渡の範囲 658
- IV キャピタル・ゲインの計算 659
- V 法人のキャピタル・ゲインの課税 665
- VI 有利発行及び株式配当に関する取扱い 667

第3節 西ドイツにおける有価証券のキャピタル・ゲイン課税…………… 667

- I 総 説 667
- II 各種のキャピタル・ゲイン 668

第4節 フランスにおける有価証券のキャピタル・ゲイン課税	673
I 総説	673
II 個人のキャピタル・ゲイン課税	674
III 法人のキャピタル・ゲイン課税	674
IV キャピタル・ロス	675
V 有価証券の原価の決定	676
VI 有価証券の期末評価	676
VII 参加有価証券に適用される規則	678
VIII 償却準備金の目的となる株式の譲渡	678
IX 分配所得の性格を有しない利益	679
◦ 参考文献一覧	683
◦ 50音順索引	687